

「議会基本条例とは何か？」

佐倉市議会でも議会基本条例を制定しようとしています

議会基本条例という言葉聞いた事がありますか？議会基本条例が出来ると何が変わるのでしょうか？ 私達の生活を豊かにするために、議会をどんなふうに変えてみたいとお考えですか。あなたのご意見も是非述べてください。

議会への市民の要望を出し合って「議会改革」を進め、市民の意見を聞き、情報公開も進める「議会基本条例」に結びつけたいものです。

是非お出で下さい。お待ちしております。

講演会

日時 2月7日(日) 午後2時から4時 (開場：午後1時半)
(時間：講演90分＋質疑30分＝120分)

場所 佐倉市立美術館4階ホール (約100席)
(京成佐倉駅から徒歩8分) (下図参照)

講師 長野 基 跡見学園女子大学マネジメント学部 専任講師

＜略歴＞東京都生まれ。2006年早稲田大学大学院政治学研究科博士課程満期退学。早稲田大学都市・地域研究所、早稲田大学政治経済学部助手を経て現職。



講演内容

議会基本条例が各地の議会で制定されています。

市民にとって、望ましい議会基本条例とはどんな条例かを話していただきます。

入場：無料 (予約不要：気軽にご参加ください)
(問合先：担当)：奈良 扶規子 043-489-8142

[開催場所] (右図参照)

佐倉市立美術館4階ホールTEL043-485-7851

(京成佐倉駅から徒歩8分)

駐車場はありますが

なるべく公共交通でどうぞ。

(JR佐倉駅北口から徒歩20分。

バス発車時刻は12時04分、17分、51分、13時05分、20分、34分、53分。バスは同駅北口から所要7分程度、京成佐倉駅方面行きに乗り「二番町」下車 徒歩1分)



主催：佐倉市民オンブズマン連絡会

佐倉市民オンブズマン連絡会 〒285-0011 千葉県佐倉市山崎315-6 TEL&FAX 043-485-5999